

特例承継計画

特例承継計画の確認・変更確認申請に係る提出書類（R8.9版）

●電子申請について

※紙での郵送を希望される方は、下段の注意事項をご覧ください。

本県における電子申請は、提出書類のすべて（ワードファイルまたは PDF ファイル形式）を、県の電子申請システム【e-kanagawa】にアップロードしていただくものです。

これまでのように、履歴事項全部証明書原本の提出や確認書返信用レターパックの同封は不要です。

なお、確認書の交付については、電子申請時に登録されるメールアドレス宛に送付します（申請者（認定中小企業者）への確認書の送付は必須となります。）。

●提出書類

【申請書（Word ファイルで提出）】

（確認）『施行規則第 17 条第 2 項の規定による確認申請書（特例承継計画）』（様式第 21）

（変更）『施行規則第 18 条第 5 項の規定による変更確認申請書』（様式第 24）

【添付書類（全て PDF ファイルで提出）】

1. 履歴事項全部証明書の写し（提出日の前 3 ヶ月以内に取得したもの）
 - ・ 登記情報提供サービス利用による印刷物は不可。
 - ・ 先代経営者が代表を退任している場合で、過去に代表者であった旨の記載がない場合は、併せてその旨の記載がある「閉鎖事項証明書の写し」を追加添付。
2. その他、参考となる資料
 - ・ 確認の判断ができない場合、参考となる資料をご提出いただく場合があります。
3. 会社と代理人の担当者の名刺など（電話番号、メールアドレス、担当者が分かるもの）

※紙の郵送での手続きを希望される場合

1. 申請書は 2 部お送りください。
 2. 履歴事項全部証明書・閉鎖事項証明書は原本をお送りください。
 3. 確認書交付用のあて先が記入されている返信用レターパック等をお送りください。
- その他は電子申請用のマニュアル等に記載されている通りです。提出先へご郵送ください。

〔電子申請の手順〕

- ① e-kanagawa で検索
- ② オンライン申請手続き をクリック
- ③ キーワードで探す (特例承継計画) で検索)

オンライン申請手続き

[ホーム](#) > オンライン申請手続き

キーワードで探す

2026年06月03日 09時25分 現在

特例承継計画

手続き一覧

受付開始日時 降順

20件ずつ表示

申請画面は、 **特例承継計画** で検索してください。

●電子申請入力画面

経営承継円滑化法(特例承継計画_様式第21、又は特例承継計画の変更_様式第24)

種別、種別毎の申請件数 必須

申請の種別を選択してください。
選択した種別を複数提出する場合は、種別毎の申請件数を入力してください。

☒ 特例承継計画(件)

1

☐ 特例承継計画の変更(件)

申請者情報

申請者(法人名) 必須

特例承継計画の確認申請書又は変更確認申請書を提出する法人名を正式名称で入力してください((株)などの略称は不可)

株式会社かながわ中小企業

今回提出する特例承継計画に記載されている会社名を入力してください。

申請者(法人)の担当者名 必須

氏

神奈川

名

後継

申請者(法人)の担当者のメールアドレス 必須

メールアドレス

*****@*****;

ここで登録したメールアドレス宛に確認書を送付します。
申請者への確認書の送付は必須となります。

申請者(法人)の担当者の電話番号 必須

市外局番から入力してください(ハイフンは不要です。)

電話番号

0452850748

問合せ先

問合せ先(法人名等)

申請者と問合せ先が異なる場合は、問合せ先の法人名又は事務所名を入力してください。

横浜事務所

問合せ先の担当者名

氏

横浜

名

後継

問合せ先の担当者のメールアドレス

メールアドレス

*****@*****

問合せ先の担当者の電話番号

市外局番から入力してください(ハイフンは不要です。)

電話番号

0452850748

添付1：特例承継計画(様式第21)、又は特例承継計画の変更(様式第24)

添付ファイル

以下、原則としてPDFファイルで添付してください。

添付2：履歴事項全部証明書の写し(提出日の前3ヶ月以内に取得したもの)

添付ファイル

- ・登記情報提供サービス利用による印刷物は不可。
- ・先代経営者が代表を退任している場合で、過去に代表者であった旨の記載がない場合は、併せてその旨の記載がある「閉鎖事項証明書の写し」を追加添付。

添付3：その他

添付ファイル

添付4：会社と問合せ先の担当者の名刺等

添付ファイル

必須

閉じる

今回提出する特例承継計画について、申請者とは別に問合せ先がある場合は、法人名又は事務所名を入力してください。

ここで登録したメールアドレス宛に確認書を電子交付します。

申請フォームでは、添付ファイルの一時保存ができません。全ての申請書・添付書類を作成・データ化してから、申請フォームの入力に進んでください。

〔問合せ先〕

登記上の本社所在地が神奈川県の中小企業の方は、以下が申請書の提出先になります。なお、お問合せについては電話のみの対応となります。

名 称	郵便による提出先	電 話
かながわ中小企業成長支援ステーション	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県中小企業支援課内	0 4 5 - 2 8 5 - 0 7 4 8

3

〔電子申請システムの操作に関するお問合せ先(コールセンター)〕

システム操作に係る不明点が解決しない場合は、次のコールセンターにお問合せください。

【システム操作に関するお問合せ先(コールセンター)】

固定電話：０１２０－４６４－１１９（フリーダイヤル）

携帯電話：０５７０－０４１－００１（有料）

（９：００～１７：００ 土日祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。）

※**※** 手続内容に係る問合せについては、**かながわ中小企業成長支援ステーション**にお問合せください。